

## 予算外議案等の概要（令和4年9月定例県議会）

○開会日提出分

< 条例議案 >

議案番号	議案名	課名	説明
乙第54号議案	佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）	人事課	<p><b>【内容】</b>                      地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるため、以下の内容の改正を行う。</p> <p>①職員の定年年齢を65歳に改める。令和5年度以降、現行の定年である60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げる。                      ②管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）を導入し、管理監督職の勤務上限年齢を原則60歳とする。管理監督職にある職員については、当該年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの間に非管理監督職に降任を行う。                      ③定年前再任用短時間勤務制を導入し、60歳に達した日以後に退職した者を採用することができる。</p> <p><b>【施行期日】</b> 令和5年4月1日（一部公布の日）</p>
乙第55号議案	佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（案）	人事課	<p><b>【内容】</b>                      職員の定年を引き上げることに伴い、関係条例（職員の分限に関する条例ほか11条例）において、現行の再任用職員に係る規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定を加える等の整備を行う。</p> <p><b>【施行期日】</b> 令和5年4月1日</p>
乙第56号議案	佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（案）	人事課	<p><b>【内容】</b>                      職員の定年を引き上げることに伴い、以下の内容の改正を行う。</p> <p>①職員の給料は、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に適用される級・号給に応じた額の7割とする。                      ②役職定年制により非管理監督職に降任された職員で、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に受ける給料が降任をされる前の給料の7割に達しない職員には、その差額を給料として支給する。</p> <p><b>【施行期日】</b> 令和5年4月1日</p>
乙第57号議案	佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（案）	人事課	<p><b>【内容】</b>                      職員の定年を引き上げることに伴い、以下の内容の改正を行う。</p> <p>①60歳に達した年度末以後に退職した場合の退職手当については、自己都合による退職ではなく、定年退職の支給率を適用する。                      ②給料7割措置を受ける職員の退職手当については、7割措置前までの在職期間と7割措置後の在職期間に分けて計算し、合算した額とする。</p> <p><b>【施行期日】</b> 令和5年4月1日</p>
乙第58号議案	佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）	人事課	<p><b>【内容】</b>                      地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正を踏まえ、以下のとおり、非常勤職員（会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員）の育児休業の取得要件の緩和等を行う。</p> <p>①子の出生後8週間以内の育児休業（いわゆる産後パパ育児）の取得要件を緩和する。                      ②子が1歳以降の育児休業の取得を柔軟化する。</p> <p><b>【施行期日】</b> 令和4年10月1日</p>

乙第59号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）	人事課	<p>【内容】 令和3年10月15日付け佐賀県人事委員会報告に鑑み、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置として、職員の育児参加のための配偶者出産時育児休暇の対象期間を拡大する。 （改正前） 出産の日後8週間まで （改正後） 出産の日以後1年まで</p> <p>【施行期日】 令和4年10月1日</p>
乙第60号議案	佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例（案）	税政課	<p>【内容】 森林環境の保全に関する施策を引き続き行っていくため、個人及び法人の県民税の均等割の税率の特例期限を延長する。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>
乙第61号議案	佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）	市町支援課	<p>【内容】 公職選挙法施行令の改正に伴い、佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を改正する。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>
乙第62号議案	佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（案）	教職員課	<p>【内容】 職員の定年を引き上げることに伴い、以下の内容の改正を行う。</p> <p>①職員の給料は、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に適用される級・号給に応じた額の7割とする。 ②役職定年制により非管理監督職に降任された職員で、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に受ける給料が降任をされる前の給料の7割に達しない職員には、その差額を給料として支給する。</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>
乙第63号議案	佐賀県市町立学校県費負担教職員の定年等に関する条例及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）	教職員課	<p>【内容】 定年引上げに伴う地方公務員法の改正に伴い、引用条項を改正し、不要な規定の削除を行うもの。</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>

< 条例外議案 >

議案番号	議案名	課名	説明
乙第64号議案	県事業に対する市町の負担について	財政課	佐賀県が行う建設事業に対する令和4年度の市町の負担額を定めるもの
乙第65号議案	国営土地改良事業に対する市町の負担について	農地整備課	国が行う国営土地改良事業に対する令和4年度の市町の負担額を定めるもの
乙第66号議案	県営土地改良事業に対する市町の負担について	農山漁村課 農地整備課	佐賀県が行う県営土地改良事業に対する令和4年度の市町の負担額を定めるもの
乙第67号議案	独立行政法人水資源機構事業に対する市町の負担について	農地整備課	独立行政法人水資源機構が行う水資源機構事業に対する令和4年度の市町の負担額を定めるもの
乙第68号議案	県有財産の取得について	教育総務課	<p>佐賀県立学校校内LANの更新のため、県有財産を取得するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物 件 佐賀県立学校校内LAN機器 1式</li> <li>・取得価格 657,096,000円</li> <li>・相手方 佐賀市鍋島町大字森田902番地 株式会社学映システム</li> </ul>

<報告事項>

事 項 名	課 名	概 要
公社等経営状況報告	関係各課	地方自治法第243条の3第2項に基づき、県が設立した公社及び資本金の4分の1以上を県が出資している法人の令和3年度における経営状況を報告するもの（26法人）
令和3年度「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」実施状況報告	くらしの安全安心課	佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例第9条の規定に基づき、令和3年度における「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」の実施状況を報告するもの
令和3年度佐賀県歯科保健計画「ヘルシースマイル佐賀21」実施状況報告	健康福祉政策課	佐賀県笑顔とお口の健康づくり推進条例第17条の規定に基づき、令和3年度における佐賀県歯科保健計画「ヘルシースマイル佐賀21」の実施状況を報告するもの
令和3年度「佐賀県『食』と『農』の振興計画2019」実施状況報告	農政企画課	さかの食と農を盛んにする県民条例第28条の規定に基づき、令和3年度における「佐賀県『食』と『農』の振興計画2019」の実施状況を報告するもの
令和3年度佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり基本的施策実施状況報告	障害福祉課	佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例第8条第3項の規定に基づき、令和3年度における聴覚に障害のある人の意思疎通手段に関する基本的施策の実施状況を報告するもの
令和3年度債権の放棄に関する報告	財政課	佐賀県債権の管理に関する条例第12条第2項の規定に基づき、令和3年度に知事が放棄した非強制徴収債権を報告するもの
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館令和3年度における業務の実績に関する評価結果報告	医務課	地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の令和3年度の業務実績に関する評価結果を報告するもの
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館第3期中期目標期間における業務の実績に関する評価結果報告	医務課	地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の第3期中期目標期間（平成30年度～令和3年度）の業務実績に関する評価結果を報告するもの